

## 平成 31 年度（2019 年度）会費改定のお知らせ

協会組織統合に当たり平成 25 年 4 月 1 日に施行された当協会の会費規程（新会費）については、「新会費を適用することにより会費が上がる会員は従来の会費によることとし、新会費適用により会費が下がる会員事業場は新会費による。また、『当分の間』の考え方については、全地区協会が統合後 2～3 年の間を目途とする。」との経過規程が設けられていました。（平成 26 年 4 月 1 日全地区協会統合）

この経過措置は平成 28 年度通常総会において継続することとされましたが、本部・各支部間の会費格差、従来会員・新規加入会員間の格差解消、協会財政基盤の確立のため、平成 30 年度通常総会において平成 31 年 4 月 1 日から経過措置を廃止し、新会費を全面適用することが決議されました。

このため、平成 31 年度（2019 年度）以降は本部・各支部とも下記の会費額となります。

ご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、新しい会費額のお問い合わせにつきましては本部会員様は本部宛て、支部会員様は所属各支部宛にお願い致します。

### 会 費 額

#### 1 正会員及び協力会員

##### (1) 会員（個人又は法人）（従業員数による会費基準）

従業員数 (人)	1 ～5	6 ～15	16 ～30	31 ～50	51 ～100	101 ～200	201 ～300	301 ～500	501 ～1000	1001 ～2000	2001 ～3000	3001～
会費（円）	3,000	6,000	10,000	15,000	20,000	30,000	35,000	45,000	70,000	100,000	150,000	200,000

##### (2) 会員（団体）（団体構成員数による会費基準）

事業場数	～50	51～100	101～150	151～
会 費(円)	15,000	25,000 円	35,000 円	45,000 円

#### 2 会費基準の適用

会費は事業場単位で適用し所属従業員数により決定する。

本社等で工場等を一括して加入する場合は、一括する工場等の従業員数を含むものとする。